

視 察 報 告 書

報告者氏名 藤井 俊行

1 委員会名

議会運営委員会

2 期 日

令和8年1月29日(木)～1月30日(金)

3 視察地及び調査事項

(1) 愛知県知立市

議会BCPなど議会としての災害対応について

(2) 静岡県袋井市

政治倫理条例について

4 所感等

(1) 愛知県知立市

視察の目的

大規模災害発生時において、議会がその機能を維持し、二元代表制の一翼として迅速かつ的確に住民の安全確保や復旧・復興を支援するための体制整備(議会BCP)について調査し、本市議会の防災体制強化に資する知見を得る。

視察内容の概要

知立市議会における以下の3点を中心に調査を行った。

知立市議会BCPの構造:「災害発生時対応要領」で組織体制を定め、「行動マニュアル」で議員個人の具体的な行動基準を規定している点。

災害対策会議の設置:市長を本部長とする市災害対策本部に対し、議会として「知立市議会災害対策会議」を設置し、情報の集約と

市側への提言を一本化する仕組み。

実効性の確保：安否確認システムの運用や、タブレット端末を活用した情報共有体制、定期的な防災訓練の実施状況。（実際には継続するには難しいこともあるようだ）

知立市の特徴

【知立市議会の強み】 知立市では、単なる計画策定に留まらず、令和2年の改正で「感染症対策」の視点を盛り込むなど、社会情勢に合わせた柔軟な見直しを行っている。また、議員の参集基準や情報の報告ルートが図解化されており、いざという時に迷わない工夫がなされている。

視察所感（本市への反映・提言）

情報の集約ルートの明確化：議員が個別に市職員に問い合わせることで現場を混乱させないように、議会对策会議を通じた情報一元化の重要性を再確認した。本市でもルートの徹底が必要である。

フェーズに応じた役割分担：発災直後（自助・共助支援）から復旧期（行政監視・提言）まで、時間の経過に応じた議員の役割を明確にマニュアル化すべきである。

訓練の継続：計画は「作って終わり」ではなく、知立市のように定期的なシミュレーションを行うことで、全議員の危機管理意識を底上げする必要がある。

（2）静岡県袋井市

近年、議員によるハラスメントやSNSでの不適切な発信が社会問題化する中、袋井市が令和7年4月に施行した最新の「政治倫理条例」の具体的な内容を調査する。特に、資産公開だけでなく、ハラスメント禁止規定の明文化や、地方自治法改正に伴う議員の請負状況の公表など、時代の要請に応じた倫理基準の在り方を学び、本市における条例制定（または見直し）の参考とする。

視察内容（袋井市の取り組み概要）

条例制定の背景

社会情勢の変化への対応：SNSによる誹謗中傷や各種ハラスメントが頻発する全国的な傾向を受け、議員の品位保持と市民の信頼回復を目的として制定。

議会基本条例との連動：平成27年制定の「袋井市議会基本条例」の精神をより具体化する位置づけ。

主な規定内容

行動基準の明確化：議員が遵守すべき事項として、公正な職務遂行に加え、ハラスメントの禁止、品位を損なう行為の禁止を明記。

請負状況の公表：地方自治法改正により、総額300万円までの請負が緩和されたことを受け、透明性を確保するための報告・公表義務を設置（令和6年9月に関連条例を先行整備）。

資産等の公開：議員の資産、所得等の報告書の提出と閲覧制度。

審査体制と措置

政治倫理審査会：市民や有識者で構成される第三者機関の設置。

違反への措置：審査の結果、違反が認められた場合には、議長による「警告」や「辞職勧告」などの措置を講じることが可能。

視察所感

袋井市の条例の特筆すべき点は、単なる形式的な資産公開にとどまらず、「SNS等の媒体を利用した情報発信」や「ハラスメント行為」を具体的に牽制している点にある。これはデジタル化社会における議員倫理の新しいスタンダードと言える。また、請負情報の公表（報告書の閲覧体制）を迅速に整備しており、「疑念を持たれない仕組み作り」が徹底されていた。本市においても、従来の倫理規定にこれらの現代的課題を反映させることが、市民

の信頼を勝ち取る上で不可欠であると確信した。本市では、現状に合わせ無理のないように合意形成を取っていく必要がある。

視 察 報 告 書

報告者氏名 近藤 みほ

1 委員会名
議会運営委員会

2 期 日
令和8年1月29日(木)～1月30日(金)

3 視察地及び調査事項

- (1) 愛知県知立市
議会BCPなど議会としての災害対応について
- (2) 静岡県袋井市
政治倫理条例について

4 所感等

- (1) 愛知県知立市
議会BCPなど議会としての災害対応について

今回の知立市議会における議会BCPの取組は「議会機能を止めない」という一点に強い軸足を置き、制度・体制・運用を長年にわたり積み重ねてきたとのことである。東日本大震災を契機に、災害時において議会の議事・議決機能が十分に果たせなかったという反省から、議会独自のBCP策定に至った経緯は、二元代表制における議会の責務を改めて自覚するものでもある。

印象的であったのは、議会と執行機関の役割分担を明確にし、「議会は災害対応の主体ではない」という前提を明文化している点である。災害時の初動において、議員の個別行動が執行部の対応を妨げるリスクを強く意識しつつ、情報収集・集約・意思決定という議会本来の役割に徹する姿勢は、混乱を防ぐうえで極めて現実的であると感じた。

また、議会災害対策会議の設置や、議員の基本行動を具体的に定めていることにより、「誰が・いつ・何をするのか」が共有されている点は、計画を絵に描いた餅にしない工夫として参考にすべき点である。

計画の緻密さと同時に、「議員であれば誰でも対応できる緩やかさ」を意識している点も、議会という組織の特性を踏まえた設計であると感じた。さらに、新型コロナウイルス感染症流行時に、オンライン議会を早期に導入し、家族が感染した議員も議会参加を可能とした事例は、BCPが災害対応にとどまらず、社会状況の変化に応じた議会機能維持のツールとして機能していることを示している。年1回の研修を義務的に位置付け、参加しない場合は厳重注意とするなど、意識付けを制度として担保している点も重要である。

一方で、計画策定後の継続的なブラッシュアップや、ICT環境の変化への対応が不可欠であることも改めて認識した。知立市においても、通信手段や情報共有ツールは時代とともに変化しており、BCPは「作って終わり」ではなく、不断に更新されるべきものであることが強調されていた。流山市においても、議会BCPは既に策定されているが、策定から年数が経過し、当時想定していなかったコミュニケーションツール（ICT環境など）や議員構成の変化が生じている。

今回の視察を通じて、議会BCPを実効性あるものとして維持・更新していくためには、定期的な訓練・研修、役割の再確認、そして議会内での共通認識の醸成が不可欠であることを再認識した。

今後は、本市議会においても、災害時における議会の役割を改めて整理し、実際に「動ける」BCPとなっているかを点検するとともに、議会運営の在り方全体を見直す契機として、本視察の成果を活かしていきたい。

(2) 静岡県袋井市

政治倫理条例について

今回の袋井市議会への行政視察において、最も示唆に富んでいたのは、政治倫理条例そのものの条文内容以上に、「どのような問いが想定され、どこに判断の余白を残しているのか」という点であった。

質疑を通じて明らかになったのは、政治倫理条例が、万能なルールとしてすべてを規定するものではなく、議会が継続的に自ら考え続けるための「仕組み」として機能している点である。

まず、審査しないと判断した場合の手続き（第7条第4項）について、「現時点では定義していない」「その場その場で対応する必要がある」との回答があった点は象徴的であった。

一見すると曖昧さを残す運用のようにも映るが、これは、あらかじめ全てを制度化しきれない現実を前提に、形式的な処理に陥らないための判断余地を意図的に残しているものと受け止められる。

また、政治倫理審査会の構成に議員を含めている理由について、「有識者のみでの構成は現実的に難しい」「議員自らが自分たちの倫理を考える仕組みであったほうがよい」という説明がなされた点も重要である。

第三者性を重視しつつも、議員を完全に排除しない姿勢は、政治倫理を「外から与えられる規律」ではなく「当事者として引き受ける責任」と捉えていることの表れであり、議会の自律性を重視する姿勢が強く感じられた。

一方で、「議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと」という包括的な条文についての質疑では、「曖昧ではないか」という懸念に対し、「すべてを列挙できない以上、対応の余地を残す必要がある」との説明があった。

同時に、この条文は、運用する議会側の成熟度も問われる規定であると感じた。制度だけを導入すれば自動的に機能するものではないと思う。

さらに、政治活動と倫理規制のバランスに関する質疑では、「あれもこれも禁止する趣旨ではない」「基準の中で自由に活動する」という説明がなされた。

特に印象的だったのは、「議員の側から『これは大丈夫か』と相談が寄せられることがある」という発言であり、条例が萎縮効果を生むのではなく、事前の内省を促す役割を果たしている点で効果的である。

これは、罰則を前面に出す制度設計ではなく、議会文化そのものを変えていこうとする姿勢の表れだと感じた。

政治倫理条例が「表現を縛るためのもの」ではなく、どこまでが市民への説明責任で、どこからが越権・不適切行為なのかを、都度議会として考えるための共通土台として機能しているという点である。

政治倫理基準（議員が遵守しなければならない事項）については、議員同士が話し合いを行い、定義づけをなされた経緯を知り参考になった。

総じて、袋井市の政治倫理条例は、違反行為を摘発することを目的とした制度というよりも、議員一人ひとりに「それは本当に市民から信頼される行動か」と問い続ける仕組みとして設計されていると感じ、これは本質的だと思う。

流山市議会で政治倫理を検討する際にも、単に条文を整備するか否かという議論にとどまらず、昨今の時勢はどのように変化しているのか、どのような問いを議員自身に突きつけ続けたいのか。特に問題事案があった場合にどのように対応していくのが大切である。

今後は、市民からの信頼を失わないよう、流山市議会議員の中で丁寧な対話をしながら、いい仕組みづくりにしていけるよう貢献していきたい。

視 察 報 告 書

報告者氏名 渡辺 仁二

1 委員会名

議会運営委員会

2 期 日

令和8年1月29日(木)～1月30日(金)

3 視察地及び調査事項

(1) 愛知県知立市

議会BCPなど議会としての災害対応について

(2) 静岡県袋井市

政治倫理条例について

4 所感等

(1)

今回の知立市議会における議会BCPの取組を通じて、最も特徴的であると感じた点は、災害時という不確実性の高い状況を前提としながらも、「誰が、いつ、何を、どのように行うのか」を極めて具体的に定義している点である。

災害対応は抽象的な理念や原則論にとどまりやすいが、知立市議会の議会BCPでは、議会災害対策会議の設置基準、議員一人ひとりの基本的行動、参集の考え方、情報収集・共有の方法等について、細部にわたり具体的な想定がなされており、実際の行動に直結する内容となっている。この点は、非常時において議会機能を維持するための重要な基盤であり、「実際に動くことを前提としたBCP」として高く評価できるものである。

知立市議会では、日常的な情報共有手段としてサイボウズ社のシステムを活用し、平時から議員と事務局の間で情報のやり取りを行っている。災害時のみ特別な仕組みを用いるのではなく、平

時の業務と連続した形でBCPを運用している点は、非常時における実効性を高める上で有効であると感じた。

一方で、災害時にはサーバーダウンや通信障害等により、ICTツール自体が使用できなくなる可能性も否定できない。知立市議会においては、情報端末が使用できない場合の対応として、徒歩による安否確認などの代替手段も想定されており、ICT依存のリスクとアナログ対応の両立を意識した構成となっている。ただし、こうした代替手段が実際に機能するかについては、今後も継続的な検証が必要であると感じた。

知立市議会では、年に一度、消防訓練に合わせて議員本人の安否確認訓練を実施しており、議会BCPを形式的な文書にとどめない取組がなされている。特に、事前に日時を通知しない「抜き打ち訓練」を実施している点は、実災害に近い状況を想定した実効性の高い訓練であり、議員一人ひとりが自らの行動を実践的に確認する機会となっている。

こうした訓練を通じて、計画上の課題や想定不足が可視化され、その結果が次の改善につながるという好循環が生まれている点は、議会BCPの運用として非常に示唆に富むものである。

流山市議会においても災害対応マニュアルは策定されているが、策定後の訓練や検証の機会はずしも十分とは言えないのが現状である。今回の視察を通じ、消防訓練等と連動した安否確認訓練や、事前予告を行わない訓練の実施については、本市議会においても今後検討すべき重要な取組であると強く感じた。

災害は想定どおりに発生するものではないからこそ、想定をできる限り具体化し、それを繰り返し検証することが、非常時における議会機能の維持につながると思う。

議会BCPは、一度策定すれば完結するものではなく、社会環境や技術の変化、議員構成の変化等に応じて、継続的に見直しを行っていく必要がある。知立市議会の取組は、BCPを「更新し続けるもの」と捉え、実践と検証を重ねている点において、議会BCPの本質を示すものであった。

今回の視察は、今後の流山市議会における災害対応力の向上を図る上で、多くの示唆を得る有意義なものであった。

(2)

袋井市議会における政治倫理条例の取組は、特定の議員に対する対応を検討する過程において、既存の制度や規定では十分に対応できないという現実的な課題が明らかになったことを契機として、条例の制定に踏み切った点に特徴がある。

問題発生後の感情的・場当たりの対応に終始するのではなく、制度として整理し直す判断を行ったことは、議会の自律性を確保するという観点から評価できる取組であると認識した。

袋井市の政治倫理条例において特に注目される点は、SNSや会報等を通じた情報発信について、事実に基づかない内容や誤解を招く発信を明確に問題行為として位置づけている点である。

近年、議員による議会外での情報発信が市民に与える影響は大きく、虚偽や誤認を招く情報の発信が、結果として議会全体への信頼低下につながる事例も見受けられる。この点に関し、政治倫理の対象を「議会内の言動」に限定せず、市民に対する発信行為まで含めて整理している点は、現代的な課題意識を反映したものであると感じた。

このような課題は袋井市に限らず、流山市においても共通するものであり、政治倫理の射程をどこまで広げるべきかという点は、今後検討に値する重要な論点であると考えられる。

一方で、袋井市の政治倫理条例に盛り込まれている「市が補助金を支出している団体の長に就任することを禁ずる」旨の規定については、流山市の実情にそのまま適用することが適切であるかについては慎重な検討が必要であると感じた。

流山市においては、市民活動や地域団体との関係性が多層的であり、議員が地域の担い手として長年活動してきた歴史的経緯もある。このため、一律に就任を制限することが、必ずしも市民利益の向上につながるとは限らない側面も考えられる。

袋井市の政治倫理条例全体を通して感じた点は、条項が比較的絞り込まれており、実際に問題となった行為や、今後想定される具体的なリスクに焦点を当てて構成されていることである。

網羅的かつ抽象的な規定を並べるのではなく、運用可能性を重視した設計とすることで、条例としての実効性が担保されている

ものと認識した。

これらを踏まえると、流山市における政治倫理条例についても、他自治体の条例をそのまま踏襲するのではなく、流山市の議会文化や現場の実態を踏まえた上で、対象行為や規定内容をより具体的かつ限定的に整理し直す必要性を強く感じた。

政治倫理条例は、規制の厳しさを競うものではなく、議会の信頼を維持・向上させるために、どこまでを共通のルールとして定めるのかを丁寧に議論するための土台となるものである。

袋井市議会の取組は、制度の是非そのものに加え、「何を政治倫理上の問題として言語化するのか」という視点を改めて問い直す機会を与えるものであった。今回の視察は、今後の流山市議会において政治倫理の在り方を検討する上で、重要な参考事例となる有意義なものであった。

視 察 報 告 書

報告者氏名 岡 明彦

1 委員会名

議会運営委員会

2 期 日

令和8年1月29日(木)～1月30日(金)

3 視察地及び調査事項

(1) 愛知県知立市

議会BCPなど議会としての災害対応について

(2) 静岡県袋井市

政治倫理条例について

4 所感等

1日目は、愛知県知立市の市役所に伺い「議会BCPなど議会としての災害対応について」ご説明を頂きました。

知立市議会BCP(業務継続計画)の策定については、永田議長から詳細な説明があり質問にもお答えいただきました。

知立市議会は、大規模災害時でも議決機関・住民代表機関としての機能を維持するため、令和元年(2019年)5月に「知立市議会BCP」を策定しました。

- 目的：災害時に重要な業務を中断させない、または、中断しても早期復旧を図るための体制構築。
- 主な内容：災害時の「議員の行動指針」、市対策本部との「協力・連携体制」、BCPの「発動基準」、および「優先業務」の設定が含まれています。
- 災害対策会議の設置：災害発生時には、必要に応じて議会内に「知立市議会災害対策会議」を設置し、情報の集約と市対策本部への支援・提言を行います。

B C P に先立ち、現場レベルでの初動を迅速化するため、平成 28 年（2016 年）2 月に以下の指針を定めています。

- ・ 知立市議会災害発生時対応要領：議会としての組織的対応の枠組み。
- ・ 知立市議会災害発生時行動マニュアル：各議員が取るべき具体的な行動基準。

他の自治体からの視察実績として、これまで知立市議会は、これらの議会改革や災害対応の先進事例として、多くの自治体から視察を受けています。

- ・ 視察報告の例：栃木市議会（令和 2 年 1 月）が「議会運営委員会先進地視察研修報告書」において、知立市の B C P 策定状況や議会運営の仕組みを高く評価しています。
- ・ 視察テーマ：災害対応のほか、ICT 化（タブレット導入やオンライン会議の環境整備）も注目されています。

直近の動向（2024 - 2025 年）

- ・ 被災地視察：知立市議会議員として、令和 7 年（2025 年）3 月に「能登半島地震・豪雨災害に関する現地視察」を実施し、被災地の現状を自市の防災対応に反映させる取り組みを行っています。
- ・ ICT 活用の深化：災害時の連絡手段としてグループウェアの導入や、オンラインでの議会運営体制を強化しています。

今後の本市の議会災害対応マニュアル等の見直しの参考とさせていただきます。

2 日目は、静岡県袋井市の市役所へ伺い「政治倫理条例について」ご説明を頂きました。ご説明頂いたのは袋井市議会事務局参事兼総務係長の小山知子さんから事前質問を含め丁寧にご対応頂きました

政治倫理条例の概要

袋井市では、議員の政治活動の透明性と公正さを確保し、市民の信頼に応えることを目的として「袋井市議会議員政治倫理条例」を制定しています。

- ・ 主な内容：政治倫理基準： 議員が遵守すべき行動規範を明

文化しています。

・市民の役割： 政治活動への関心を持ち、主権者として市政を担う責任を定めています。

・審査請求： 政治倫理基準に違反する疑いがある場合、有権者等からの請求に基づき審査を行う仕組みがあります。

条例の適用・運用事例

実際に条例または関連規程に基づいた措置が取られた事例があります。

- ・ 厳重注意処分： 2024年4月、議員の一般質問における発言が「袋井市議会議員政治倫理規程」に抵触すると判断され、議長から当該議員に対し厳重注意処分が行われました。

袋井市の政治倫理条例は、他自治体からの行政視察の対象となることが多く、複数の視察報告書が公開されています。

多くの自治体が、袋井市の「議会改革への取り組み」の一環として、この条例の制定経緯や実効性について調査を行っています。例えば前橋市議会では、袋井市のデジタル施策や防災体制と並び、先進的な議会運営の取り組みが参考にされています。

本市においても今後の政治倫理条例の見直しにおいて大変参考になる視察となりました。

視 察 報 告 書

報告者氏名 中 川 弘

1 委員会名

議会運営委員会

2 期 日

令和8年1月29日(木)～1月30日(金)

3 視察地及び調査事項

(1) 愛知県知立市

議会BCPなど議会としての災害対応について

(2) 静岡県袋井市

政治倫理条例について

4 所感等

(1) 議会BCPなど議会としての災害対応について

当市議会においても平成30年に議会BCPとして、災害発生対応フロー図と災害対応マニュアルを策定したが、その後我々を取り巻くICT環境の変化もあり、見直すべき時期に来ていることからその知見を得ることを目的とした。

骨格となる部分は共通しているものの、より詳細に至る部分まで規定していること、防災訓練への参加、BCPに見直しなどについて言及している点が異なる。この点についてもどこまで記載するか当市でも議論のあったところであるが、詳細なものはいざという時に使えない可能性を考慮した経緯がある。

参考にすべき点は、BCP作成後も四年ごとの議員改選後の教育、継続してその内容の点検を行っていること、コミュニケーションツールとしてiPadセルラーモデルを議員全員に配布して活用している点など平成30年以降具体的な取り組みが出来ていない我々にとっては大いに参考となった。

当市議会においても議長の方針であるBCP見直しプロセスが全く進んでいない点を反省すべきと感じた。

対応いただいた、議員の皆さんとの雑談の中でも、これが実際に災害時に機能するかは判らないという点は感じるものがある。

(2) 政治倫理条例について

当市における政治倫理条例は、議員の情報料授受が新聞報道されたことを契機としてかなり急ごしらえ的に平成19年に制定したものであり、それ故改めて見直すと不要と思われる条文がある一方、ハラスメントなど現在課題となっている部分への言及がないなど、見直すべき時に来ておりその参考とするための視察であった。

袋井市でもともと存在していた政治倫理規定により令和5年に調査申出書(調査対象となった事象は、程度の差はあれ流山市でも指摘のある事項であったがあえて記載しない)が議会内より提出され令和6年にかけてその処分が行われた。

この事案により、袋井市議会として市民の信頼と取り戻すためにはより強い強制力を持つ政治倫理条例が必要との判断に至り条例を制定し、日常的に取り組みを行っている。

流山市議会との大きな相違点は以下の点であり、大いに参考となった。

ハラスメント対策

違反行為の申出とそれに対する調査など議員相互でのけん制機能があること。

流山市においても、政治倫理条例にハラスメントを盛り込むことを今任期中の目標と定めているが、その取り組みを加速させる必要があると強く感じた。

【全体の所感】

流山市でも過去に条例の制定などを行っているが、その後の継続的取り組みが大きく欠けていることを感じた。

視 察 報 告 書

報告者氏名 おだぎり たかし

1 委員会名

議会運営委員会

2 期 日

令和8年1月29日(木)～1月30日(金)

3 視察地及び調査事項

(1) 愛知県知立市

議会BCPなど議会としての災害対応について

(2) 静岡県袋井市

政治倫理条例について

4 所感等

愛知県知立市「議会BCPなど議会としての災害対応について」

・議会独自の訓練(発災直後の安否報告)や、そのため議会共通アプリの活用を図っている点、正副議長の緊急事態発生時の対応まで位置づけられていることは、本市議会でも学び、取り入れられる点と思われた。

・一方、発災内容や規模によってさまざまな異なることや、本市消防団員でも消防団小屋への参集の位置づけだけで、その他の活動は本部からの指示で動くことなどを踏まえれば、詳細すぎるBCPよりは、A4表裏で簡潔にまとめた本市議会の取り組みの利便性の高さを再認識できた。

同時に重要な点は、災害時の縷々活動よりも、議員個人として何を最優先すべきなのか、その理由は何なのかを議会基本条例と整合をあわせ、議会基本条例に記載しておく必要があると思われる。

その他

- ・ 知立古城址跡地の公園に配慮した民間施設（カフェなど）



歴史的な跡地を公園にするのは全国の自治体で実施されているが、その周辺の民間住宅や商業施設がその歴史的価値や景観を最優先し設計・整備（全面ガラス張りで古城址公園を一望でき、公園との一体感）されていた。大変先進的な取り組みと思われる。



一方、知立駅の高架駅建設や北口駅前整備で導入されているデザインと、駅前交番のデザインの異質感の経緯には大変興味があった。また知立駅北口のバスロータリーでは、歩道部分に切れ目なく屋根が設置されており、全天候型となっており、本市でも参考になるとと思われる。

- ・ 駅と役所等を結ぶミニバス（1回乗車1000円）と車内掲示（川柳）

ミニバスでは、車体有料広告制度（https://www.city.chiryu.aichi.jp/material/files/group/20/R7_bosyuyouko.pdf）も整備されていた。また、車内では親子川

柳も掲示され、小林一茶に関係する本市でも参考になる取り組みだった。



静岡県袋井市「政治倫理条例について」

・ハラスメント等他者への人権侵害や、情報発信（SNS含む）について、条項で位置付けられており、議員間の議論に感銘を受けた。また審査会の運用等、先進議会で学び条例等の継続的なブラッシュアップに向けた取り組みは敬服した。

・また政治倫理を損なう疑いが生じた際に、調査および審査を行う第三者機関・政治倫理審査会（議員のみとせず有識者を含む）の設置や、調査および審査を請求できる権利を定めている点（申請には一定の条件あり）では、本市議会でも具体化が必要と思われた。

・一方、条例だけを見れば、政治家の活動（修繕工事やカーブミラーとの設置等に対する市民要望の進捗率の報告等）や議会での発言（行政側の論理や理由付けに対する厳しい告発等）等の議員活動の自由度に相当な制限がかけられている恐れも否定できなかった。

特に条例で記載されている「公正・公平」とは市民にとっての位置づけとなっているのか、また誰にとっての「民主的」と記載しているのか、そもそも議会基本条例で記載している「二元代表制」と政治倫理として求めている活動の関係性には疑問を持たざるを得なかった。今後当議会での議論では、「二元代表制」の認識のバラつきを可能な限り均等化してから、政治倫理に対する議論を深める必要が非常に重要であると思われる。

その他

・ 役所内におけるフードドライブの取り組み



役所入口にフードドライブのボックスが設置（1ヶ月間）していた。

・ 景観の取り組み

袋井駅南口では区画整理事業が進められているが、駅前高層マンション内の自走式駐車場については、駅側の壁面を景観に即して実施されていた。また隣接した建物も、宿場町を意識した設計・景観となっていた。今後周辺の開発が進んでもなお残してほしい景観であった。



・ ジュニアアスリートを応援する雑誌発行

袋井市及び浜松市、公益社団法人が協力して発行する雑誌（<https://jr-athlete.jp/>）が役所内にも設置しており、市内のこどもの頑張りが身近な存在となるとともに、本市でも今後話題となる「部活動の地域展開」について保護者・市民への周知に役立っていた。

視 察 報 告 書

報告者氏名 石原 修治

1 委員会名

議会運営委員会

2 期 日

令和8年1月29日(木)～1月30日(金)

3 視察地及び調査事項

(1) 愛知県知立市

議会BCPなど議会としての災害対応について

(2) 静岡県袋井市

政治倫理条例について

4 所感等

「知立市」議会BCPなど議会としての災害対応について

大津市議会の業務継続計画（BCP）が代表的であるが、知立市議会の策定の背景と目的として、平成23年3月に発生した東日本大震災ではこれまでの想定を超える巨大な地震・津波が発生し、広大な範囲に甚大な被害をもたらした。災害地域では、補正予算を含む多くの専決処分が行われ、議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、議会独自の業務継続計画（BCP）策定の必要性がクローズアップされてきた。

大規模災害などが発生した非常事態においても、二元代表制としての議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速で正確な意思決定と多様な市民ニーズに対応できる議会機能の維持を図るため、知立市議会としての迅速で適切な初動対応をはじめとした災害対応等について必要な事項を定めることにより、災害被害の拡大防止、並びに議会機能の早期回復及びその維持を図るこ

とを目的とした業務継続計画（議会BCP）を令和5年に策定している。

災害時には、災害対応活動に主体的に当たるのは、市の対策本部をはじめとする執行機関であり、議会は実際に主体的な役割を担うものではなく、よって議会は議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲内で様々な災害に対応することとなる。

特に、災害時の初動期において、執行機関は、職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し混乱状態にあることが想定され、議員の情報収集及び要請行動については、状況と必要性を見極め、執行機関の初動対応や応急対応への配慮が必要不可欠となる。そのため議会と執行部はそれぞれの役割と責任を踏まえ、災害情報の収集・共有を主体とする協力・連携体制を整え、一丸となって災害対応に全力で当たる必要性があり、知立市議会BCPは大変参考になった。

流山市も、東日本大震災で甚大なる被害を受けた姉妹都市である相馬市への視察・情報交換により、平成30年に流山市議会災害対応マニュアルを策定したが、災害時の議会内での情報共有・通信手段確立、執行部との情報共有や連携を図るための体制整備のため、より実践的なマニュアルに見直すべきであると感じた。

これから見直しを行うことから、今回の行政視察は大いに参考になった。

「袋井市」政治倫理条例について

近年、SNSでの誹謗中傷やハラスメント行為など、議会外において議員としてふさわしくない行為が全国で頻繁に発生していることから、議員としての品位や名誉及び住民の信頼を損なうこととがないよう、重い役割や責任を自覚することが求められている。

このようなことから、袋井市議会では、議員の政治倫理意識の確立を図ることを目的とし、行動基準やこれらを犯した場合の審査や措置等を定めるため、政治倫理条例（案）を作成し、市民へ

のパブリックコメントを実施した上で、令和7年3月21日の定例会最終日に議員発議により本会議に上程、全会一致により令和7年4月1日から施行した。

制定に至った一つの理由として、袋井市議会では、一議員の議会内におけるふさわしくない行為が多発したことから、議会や議員が重い役割や責任をより自覚するため、次期改選期（令和7年4月）を控え、政治倫理条例を制定することになったそうである。

また、令和7年4月に条例を制定し、同月に改選があったことから、新人議員研修会で取り上げ、改選ごとに新人研修を行うとともに、議員研修会を開催し資質向上に努め、条例の周知・継続を図ることとしている。

流山市では、平成23年に政治倫理条例が制定されたが、今日まで改正が行われていなかったことから、現在の議会運営委員会で見直しを図っている最中である。袋井市議会への行政視察で学んだことをしっかりと生かしていきたい。